

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、まんのう町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸山池地区）を行うことについて平成21年1月8日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成21年1月27日から同年2月16日まで縦覧に供する。

平成21年1月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀